



食品用器具・容器包装を輸入されるお客様へ

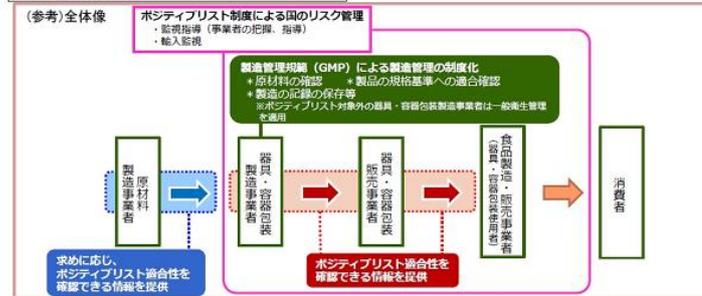
器具・容器包装ポジティブリスト制度施行 に関するご案内

2018年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とする**ポジティブリスト制度が2020年6月に施行されます**。ポジティブリスト制度施行後の器具・容器包装の輸入に関するポイントをまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

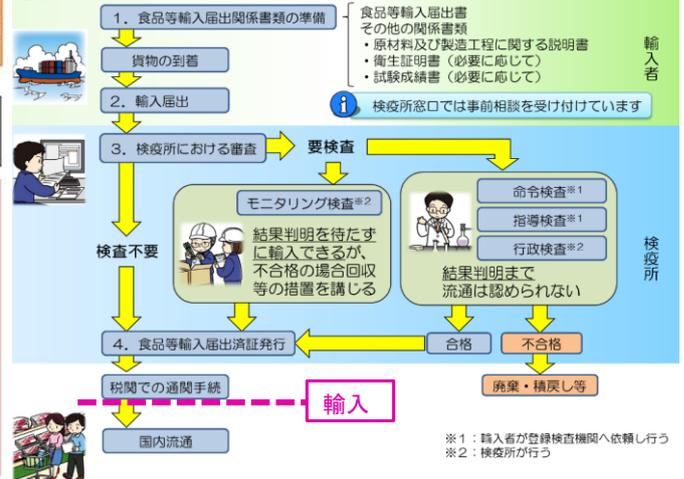
【ポジティブリスト制度の導入】

○ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行	改正後(ポジティブリスト制度)
○ 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。	○ 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。 ※合成樹脂が対象



【輸入通関の流れ】



◆ポジティブリスト制度施行日:

2020年6月1日より適用されます。

輸入品に関しては、2020年6月1日以降に**輸入※される製品**が対象となります。

※輸入手続きの流れの「税関での通関手続き」が終了した時点

◆ポジティブリスト制度対象材質:

合成樹脂製の食品用器具・容器包装が対象です。

◆ポジティブリスト制度施行後の器具・容器包装の衛生規制:

厚生省告示第370号 器具及び容器包装の規格基準(ネガティブリスト規制)も継続されますので、合成樹脂はポジティブリスト制度とネガティブリスト制度の2本立てでの運用となります。

◆ポジティブリスト制度への適合性の説明義務及び対象者:

食品衛生法 第50条の4(第53条)(新設)で下記のように定められています。

合成樹脂製の食品用器具・容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは**輸入する者は**販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次のいずれかに該当する旨を**説明しなければならない**。

①ポジティブリストに適合しているもののみを使用していること。

②食品に直接接触する部分以外でポジティブリスト外の化学物質を使用する場合は、定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように加工されていること。

◆ポジティブリスト制度への適合性の確認:

輸入者におけるポジティブリストの適合確認は、合成樹脂に使用されている個別物質の確認ではなく、メーカー等からの「**製品に使われている合成樹脂が、リストに適合しているものであることが確認できる**」情報の確認となります。ただし、その情報を資料(書類)として輸入時に検疫所に提示する場合は、届出の記載内容と結びつく必要があります。また、資料の発行元は製造者又は製造所以外でも関係者であればよいとのことです。

資料に必要な記載情報:①製品が特定できる情報

②ポジティブリスト制度に適合した原材料により製造している情報

◆輸入通関時のポジティブリスト制度への適合性の説明方法:

現在、各検疫所で検討中です。成田空港では備考欄に「ポジティブリスト適合」などと記載する旨の説明と、基本的には上記の資料の提出を求めないが、状況に応じ提出を求める場合もあるとの説明がありました。

◆経過措置:

2020年5月31日までに製造、輸入、販売、使用されている器具・容器包装と同様のもの(以下、経過措置対象のもの)については、**施行から5年間(2025年5月31日まで)ポジティブリスト制度への適合性の説明が猶予されます。**

なお、本経過措置中の「**同様のもの**」とは、2020年5月31日までに製造、輸入、販売、使用されている器具・容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料に限る。)を**その使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をさします。**

そのため、①これまで使用経験のない合成樹脂区分の基ポリマーに対して添加剤を使用する場合、②添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合、③製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できない場合等は、本経過措置の対象となりません。

◆ポジティブリスト制度及びポジティブリスト ウェブサイト:

詳しくは、下記の厚生労働省ウェブサイトをご確認下さい。

厚生労働省ウェブサイト「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第370号)の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和2年4月28日公布)

- ▶ [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件\(令和2年厚生労働省告示第196号\) \[PDF形式: 41KB\]](#)
- ▶ [新旧対照表 \[PDF形式: 51KB\]](#)

上記告示で省略されている別表第1は以下のとおり。

- ▶ [別表第1\(全体版\) \[PDF形式: 2MB\]](#)

← **ポジティブリスト**

■詳しくはこちらまでお問い合わせください■

一般財団法人日本食品分析センター (担当:業務二課 瀧川・原・佐合・柿平・吉川)

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 52-1

TEL:03-3469-7131(代表) FAX:03-3469-7193(直通) 輸入検査窓口 E mail:imp@jfrl.or.jp